

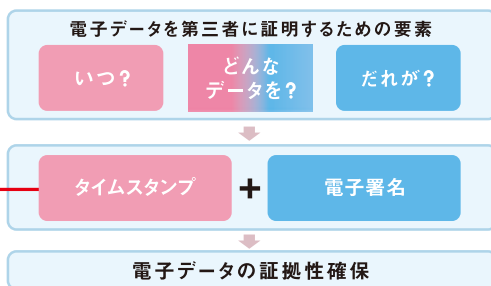


タイムスタンプサービス

電子データの証拠性確保には、「いつ」「誰が」「どのようなデータを」という情報を後日証明できる仕組みが必要不可欠です。電子データに電子署名を付与する事で、「誰が」「どのようなデータを」作成したかをそしてタイムスタンプは、「いつ」の時点で存在し、それ以降改ざんされずに証拠性を保っている事を第三者的に証明することができます。

電子文書を証拠化し、安心・確実に、長期に渡り原本性と完全性を担保します。

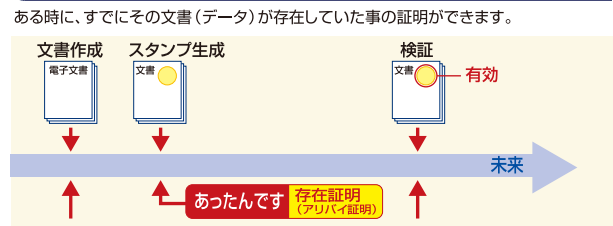
「アマノタイムスタンプサービス 3161」は、電子文書をはじめ画像や音声など、お客様のあらゆる電子データに対してアマノタイミングセンターにて信頼のおける日時を付与し、改ざん検知を可能とするタイムスタンプを提供するサービスです。電子データがある日時に確かに存在していたという「存在証明」と、その日時以降改ざんされていないという「非改ざん証明」を行うことができます。



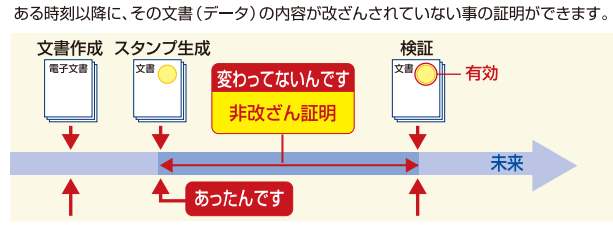
- データに改ざんがなければ「有効」
- データが改ざんされていたら「無効」

これが信頼の証
 タイスタンプの印影は、丸型・角型・不可視（印影なし）から選択できます。

1 存在証明ができます。



2 非改ざん証明ができます。



「タイムビジネス信頼・安心認定制度」認定第1号を取得

アマノの提供するタイムビジネスは、(財)日本データ通信協会が創設した「タイムビジネス信頼安心認定制度」で、「時刻配信業務」「時刻認証業務」のいずれにおいても、認定第1号を取得しています。

TA0001 SD0001

タイムスタンプの利用シーン(例)

- タイムスタンプサービス
- 技術文書、研究ノート、図面の電子保存と「知的財産権」保護
 - 税務文書（注文書、請求書、受領書…）の電子保存
 - 医療カルテの電子保存
 - 公開文書（決算短信、電子公告…）
 - 内部文書（稟議書、議事録…）

《法律・ガイドライン・報告書》要件・推奨

- 特許庁：「先使用権制度の円滑な活用に向けて」のガイドライン
- 国税庁：電子帳簿保存法（国税関係書類のスキャナ保存要件）
- 厚生労働省：医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
- 金融庁：金融商品取引法
- 経済産業省：電子商取引及び情報財取引等に関する準則
- 経済産業省：事業者向け公害防止ガイドライン

e-文書法 内部統制

財務省の「財政融資資金電算機処理システム」において、アマノタイムスタンプサービスが採用されました。

2009年11月より、証書の電子化と長期保管の有効性担保を目的とした財務省の「財政融資資金電算機処理システムのタイムスタンプ発行サービス業務」で、アマノタイムスタンプサービス3161が稼動しています。



【システム要件】 ※「財政融資資金電算機処理システムのタイムスタンプ発行サービス業務」仕様書（平成21年4月8日 財務省）より抜粋

(中略)

2. 目的

財務省は、電子政府構築計画（2003年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、「財政融資資金関連業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月28日 財務省行政情報化推進委員会決定）（以下、「最適化計画」という。）を策定し、この計画を踏まえて財政融資資金電算機処理システム（以下、「本システム」という。）を再構築することとした。

最適化計画においては、電子化による業務の効率化を促進する一貫として、「証書の電子化」を実現することとしている。これは、財政融資資金の貸付金に関する業務の借用証書（追証書を含む。）及び預託金に関する業務の預託金証書（以下、「証書」という。）が書面で運用されている現状に対し、証書を電子的に取り扱うことを可能とし、証書の物理的な送付・保管等に係る業務の効率化を図ることを目的としたものである。但し、証書においては、最長30年に渡る保管期間が必要とされることから、証書の電子化を実現した場合においても、この長期保管の有効性を担保する必要がある。そのため、有効な技術として、「タイムビジネスに係る指針（平成16年11月5日 総務省）」が示す、タイムスタンプ技術を採用し、電子化された証書の長期保管を実現することとした。

本件は上記方針に基づき、本システムで管理する電子化された証書に付与するためのタイムスタンプを発行するサービス提供事業者（TSA: Time Stamping Authority）を調達するものである。

(中略)

5. 3. タイムスタンプ発行サービス業務

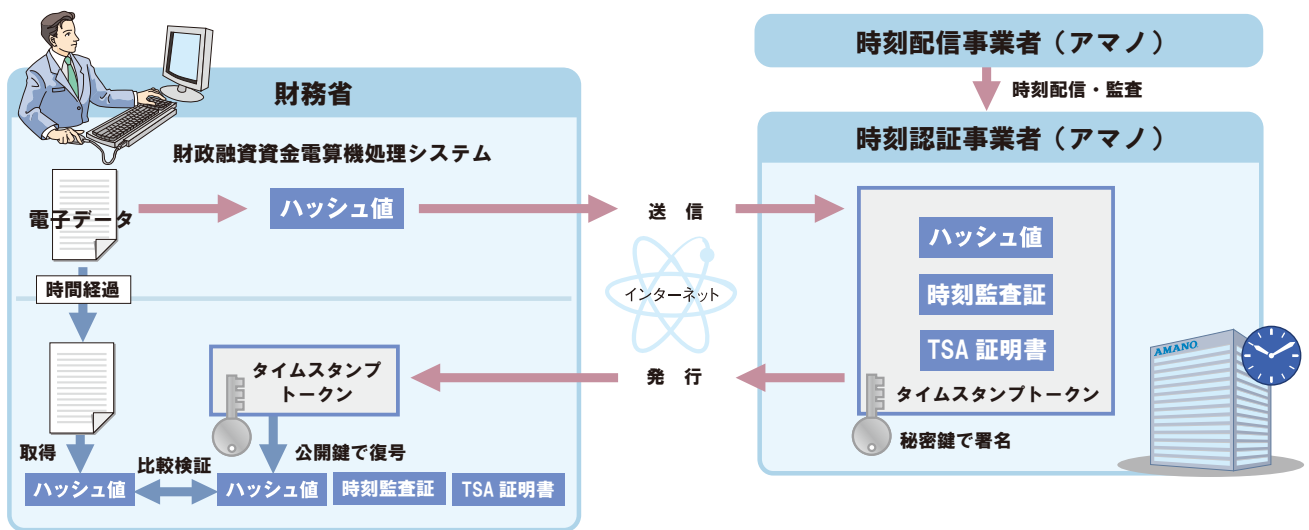
本件受託者は、上記「4. サービス提供（契約）期間及びスケジュール」に示す本番用時刻認証局提供期間において、前記「5. 2. TSA連携テストの実施支援」で構築したTSA連携機能を通じ、本システムからの要求に応じ、滞りなくタイムスタンプの正式発行を行うこと。

なお、提供するタイムスタンプ発行サービスは、以下のサービス要件を満たすものであること。

- ①タイムスタンプ発行サービス提供事業者
本件受託者は、財団法人日本データ通信協会が運営する「タイムビジネス信頼・安心認定制度」にて認定された時刻認証業務認定事業者（TSA）であること。
- ②タイムスタンプ方式
IETF RFC 3161「Public Key Infrastructure : Time-Stamp Protocol (TSP)」に準拠していること。また、JIS X 5093:2008にて制定されるXML署名利用電子署名 (XAeS) の長期証明プロファイルによる電子署名の長期保証に対応可能なこと。
- ③タイムスタンプの有効期間
タイムスタンプトークンの有効期限は、9年以上であること。
- ④タイムスタンプ発行サービス提供時間帯
原則として、24時間365日とする。但し、メンテナンスに伴う一時的なサービス停止等については、財務省理財局及び支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長（以下、「甲」という。）との事前調整によるものとする。
- ⑤サービス保証
本件受託者は、契約期間におけるタイムスタンプ発行サービス業務を保証すること。不測の事態により、タイムスタンプ発行サービスの継続が困難またはタイムスタンプの有効性が失効する等、提供するサービスの可用性が損なわれる事実が判明した場合、サービス停止日の6ヶ月前までに甲に通知し、対応方針について甲の承認を得ること。

(補足) 本システムでは、借用証書等の電子データ生成時点で、原本性保証及び時刻保証のため当該電子データにタイムスタンプを付与するが、借用証書等が長期の保存を必要とすることから、借用証書等の電子データ生成後速やかに、JIS X 5093に準拠した長期保証によるアーカイブタイムスタンプを追加付与している。

(中略)



ご用命はこちらまで

アマノ株式会社
 本社 / 〒222-8558 横浜市港北区大豆戸町275番地
 TEL.045-401-1441 (代表) FAX.045-439-1150
 アマノホームページ <http://www.amano.co.jp/>

アマノ ビジネスソリューションズ株式会社
 〒222-0011 横浜市港北区菊名7丁目3番24号
 TEL.045-430-1955 FAX.045-430-1957
 e-timingホームページ <http://www.e-timing.ne.jp>